

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県阿蘇郡久木野村

### 2 構造改革特別区域の名称

久木野村教育特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

熊本県阿蘇郡久木野村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本村は総面積 50.64 km<sup>2</sup>。熊本市中心部から東方に約35 km、熊本空港から30分ほどで到着できるところに位置し、旧火口原の中にあつて、南郷谷の中央を東西に流れる白川を境とした南部一体にあり、東は高森町に、西は俵山を越えて西原村に、南は外輪山を経て矢部町に、北は白川を隔てて白水村、長陽村に隣接している。南端一体に連なる標高1,000～1,200mの外輪山分水嶺から白川に至る北向きの傾斜地で、東西に約14 km、南北に約3.7 kmで全体的に弧状の地形をなしている。また、本村を含む南阿蘇一体は阿蘇くじゅう国立公園の中にあつて、全域とも自然環境に恵まれた風光明媚なところで、広く県民の保養の場としての位置付けがなされている。

本村の人口は昭和30年の国勢調査人口の4,127人をピークに、平成2年では2,748人と減少したが、平成7年にはグランベルハウス（建築関係短期大学）の開校によって、若年層の転入があり3,010人まで増加している。しかし、平成12年では当該短期大学の閉校による若年層等の転出をはじめ、小規模農業経営者の離農、転職並びに若者の地域外企業への就職等による都市への流出や出生率の低下が起因し、人口が2,660人と激減している。また、人口の減少と同様に年齢別人口構成も大きく変化し、特に平均寿命の伸びにより年々高齢化の方向へと進み高齢化率も20%後半に達し、高齢者人口の増加と次世代を担う青少年、児童数の減少傾向をくい止めるのが、今後本村の大きな課題である。

本村には、かつてグランベルハウス建築工科短期大学があつたが、平成12年に閉校して以来、若年層の人口減少が続いているため、本計画では、将来地域を担うであろう若者の人材育成および確保を目的として、久木野村、熊本県そして九州圏内全域から広く生徒を募集する。そして、地域に根ざした独自の学習指導カリキュラムに基づいた学習支援を行い、生徒およびその保護者の方々に久木野村への愛着と関心をもっていただき、本村への来村者数の拡大につなげたいと考える。

このような現状を考慮した上で、今回、学校設置会社となる株式会社アイ・エル・シ

一熊本が本村に仮称：熊本通信制高等学校を開校することによって、過疎に悩む本村の教育振興や地域活性化を目指すものとする。

このような趣旨により、本村は久木野村教育特区の申請をすることとした。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本村は、株式会社アイ・エル・シー熊本が計画している仮称：熊本通信制高等学校を開校することによって、阿蘇の大自然を活かした地域活性化を目指したいと考える。

仮称：熊本通信制高等学校の教育課程の中には実践的な職業専門学習( 1 )・野外体験学習( 2 )・農業体験学習( 3 )等が数多く組み入れられている。

具体的には、集中スクーリングの際に生徒が久木野村を訪れたときに実施する、各種高等専門学校との提携に基づいた実践的な職業専門学習、河川の清掃奉仕作業、地元農林業従事者との共同事業として実施する植林活動、地元農家との提携による稲作・畑作などの農業体験学習等を予定している。これら体験学習の実施に際しては、農林業等の分野で、職業として長年従事してきた、豊富な経験を持つ高齢者や村民が直接指導にあたることとなる。このように、本村の基幹産業である農林業が高等学校教育と連動することにより、教育分野における新たな仕組みを確立するとともに、指導に携わる村民だけでなく、本計画に関与する人々の裾野を広げ、活発な人材交流を通じて、村民の活力を高めることを目的としたい。

また、単位制・通信制高校の生徒のなかには不登校経験者も少なくないが、彼らに実践的な職業専門学習、野外体験学習や農業体験学習等の将来の職業観に向けた可能性を数多く提供することにより、自ら目標を確立し、新たな進路を切り開いていく生徒を数多く輩出できるであろう。

熊本ゼミナール株式会社(学校設置会社である株式会社アイ・エル・シー熊本の親会社)は昭和60年の開塾以来、学習塾として小学生・中学生・高校生に対する学習指導に傾注してきており、さらに、平成12年度よりNPO法人「熊本元気っ子クラブ」を設立し、不登校生の指導に対するノウハウ( 4 )も蓄積しており、この分野では熊本県下では比類なき指導実績を残している。本村の有する自然環境と熊本ゼミナール株式会社の卓越した指導ノウハウが結びつくことで、教育を通じた地域の活性化が実現されることとなり、ひいては本村の社会的貢献度も大いに高まるであろう。

1 : 生徒に自ら会社経営を疑似体験してもらう等の特色溢れる授業

2 : 本村の大自然の中での天体観測等の授業

3 : 本村の農業従事者の田畑を利用した、田植えや稲刈り等の授業

4 : 臨床心理士によるきめの細かいカウンセリング指導等

## 6 構造改革特別区域計画の目標

大自然に恵まれた本村では、「そば道場」・「体験道場おふくろ館」等の交流施設を拠点に、村の素材や文化など古くからの資源を掘り起こしながら、農業の振興と観光の接点を見だし、都市との交流事業に取り組み、体験型をテーマに、本村が誇る大自然を生かした「やすらぎの里づくり」を基本理念として、これまで受け継いできた農魂に今一度磨きをかけて自然の奏でる音、農業文化の音、生産の槌音、それぞれの音が交響しあうサウンドビレッジ、「本物の田舎づくり」をめざした村づくりを推進している。

しかし、本村は過疎化、少子高齢化、景気の低迷などにより地域活力が低下しており、農林業においては後継者不足や有害鳥獣被害に起因する遊休農地が増加するなど、将来的な不安は高まっている。

一方、全国的にみて、近年不登校生の数は増加傾向にある。これは熊本県内でも例外ではなく、本村及び阿蘇郡内でも不登校生は少なからず存在する。

ところが、熊本県を本拠とした単位制・通信制高等学校は県立湧心館高等学校があるだけである。この県立湧心館高等学校には現在多くの生徒（約3,000名）が在籍しており、これは単位制・通信制高等学校に対する、近年のニーズの大きさを物語っている。

このような状況の下、本特区計画は、九州のほぼ真ん中に位置し、高等学校が一校もない本村に、株式会社立の単位制・通信制高等学校を開校し、特色溢れる集中スクーリングを実施することにより、不登校状態にあった生徒への心の癒しと多くの新たな友人をつくる機会を提供できると考える。さらに、自然とのふれあい、農林業従事者から学ぶ体験学習や実践的な職業専門教育を通じて、それぞれの生徒の自立につながる教育の支援も可能となる。

また、集中スクーリング時には、様々な地域から生徒が本村を訪れることになり、本村に住む子供たちと単位制・通信制高等学校生との交流の機会を数多く作ることで、共同での農業体験学習や伝統文化体験学習等が実現する。そして、お互いに「教える」・「教えられる」といった経験をすることは、将来の人間形成に必ずやプラスとなるだろうし、ひいては、このことが本村の教育力の向上につながるものと確信する。

以上のような理由から、本計画では「学校設置会社による学校設置事業（816）」の特例措置を申請することとする。また、「校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（820）」、「市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830）」等の特例措置も併せて申請する。

熊本ゼミナール株式会社の20年余にわたる私塾教育の指導ノウハウを100%活用し、「実学」・「環境」・「IT」をキーワードにすえ、「総合的な学習」および「学校設定科目」では、体験型学習を数多く取り入れた、自己実現教育を実践する全く新しいタイプの単位制・通信制高等学校の開校を目指すこととする。

## 7 構造改革特別区域計画が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区における経済的社会的効果については、仮称：熊本通信制高等学校を長期的・継続的に運営することにより、その成果が現れるものであるが、本計画に基づく取り組みは次のような効果が期待できるものとする。

まず、仮称：熊本通信制高等学校への入学者は、不登校経験を持つ者が少なくないと考えられるが、特色のあるカリキュラムを編成することにより、生徒に対して自己実現のための新たな機会を数多く提供し、生徒が社会に再チャレンジするための一助とする。

次に、仮称：熊本通信制高等学校は「実学」を教育のキーワードにすえており、熊本県内の多くの高等専門学校と連携して、教科学習指導だけにとどまらず、実践的な職業専門教育を生徒に提供していく予定である。このことは結果として、久木野村が21世紀を担う人材の育成に大きく貢献することとなる。

また、本村は、すでに全国の修学旅行生を受け入れ、農家に寝泊りさせて農業体験をさせる「ファームステイ」（滞在型農業体験事業）を実施しており、仮称：熊本通信制高等学校の集中スクーリングでも、単位取得の一環として、様々な農業体験授業を実施できる環境にある。特に、不登校経験をもつ生徒が学習意欲を高められる環境を作るために、本特区ではこのような農業体験を始めとした様々な体験型学習を計画している。

これまで、村内の農業従事者等が長年蓄積してきた経験やノウハウは、久木野村という限られた範囲でしか活用されなかったが、彼らが専門家として教育に参画することにより、来村する多くの若者に、久木野村の施策の根幹となる「農業の重要性」を直接伝えることが可能となる。これは教育との関わりを通じた地域活性化に繋がるものである。

さらに、2003年5月末で閉鎖された大規模年金保養施設「グリーンピア南阿蘇」は、近々年金資金運用基金から本村へ譲渡されることになっているが、この施設は集中スクーリング時の宿泊施設としての利用も見込むことができる。

経済的効果としては、一年間を通じて仮称：熊本通信制高等学校の生徒が集中スクーリング時に来村することにより、流動人口の増加につながるとともに、周辺施設（「久木野村交流拠点施設（仮称）」平成16年12月完成予定）等、地場産業の活性化がより促進されるものとする。

仮称：熊本通信制高等学校開校による久木野村への経済的効果（試算）

年度/項目	在籍予定数	集中スクーリング 延べ人数	一人当単価	年間消費金額
平成17年度	100名	200名	12500円	250万円
平成18年度	200名	400名	12500円	500万円
平成19年度	300名	600名	12500円	750万円
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
平成23年度	900名	1,800名	12500円	2,250万円

8 特定事業の名称

- ・学校設置会社による学校設置事業（ 8 1 6 ）
- ・校地校舎の自己所有を有しない小学校等設置事業（ 8 2 0 ）
- ・市町村教育委員会による特別免許状授与事業（ 8 3 0 ）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・特になし

別紙 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙（特定事業番号：816）

### 特定事業の名称

#### 816 学校設置会社による学校設置事業

### 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

仮称：熊本通信制高等学校（株式会社アイ・エル・シー熊本が設置する通信制高等学校）

### 当該規制の特例措置の適用開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 特定事業の内容

1. 事業に関する主体 / 株式会社アイ・エル・シー熊本
2. 設置位置 / 熊本県阿蘇郡久木野村大字久石1-101
3. 設置時期 / 平成17年4月1日
4. 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

仮称：熊本通信制高等学校の開校は平成17年4月を予定し、高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境等の開校に必要な準備を進める。

また、実践的な職業専門教育及び農業体験学習等を特色とした、総合的な学習カリキュラムによる生徒と村民の共学から、地域活性化を図るものとする。

### 当該規制の特例措置の内容

#### （1）久木野村に存在する教育上の特別なニーズ

全国的にみて、近年不登校生の数は増加傾向にある。これは熊本県内でも例外ではなく、本村及び阿蘇郡内でも不登校生は少なからず存在する。これらの生徒にとって、全日制高等学校に入学し、教科学習を毎日受講することは困難を伴う場合が多い。

一方、熊本県を本拠とした単位制・通信制高等学校は県立湧心館高等学校があるだけで、現在、この県立湧心館高等学校には多くの生徒（約3,000名）が在籍している。これは単位制・通信制高等学校に対する、近年のニーズの大きさを表しているものである。

このような状況の下、本計画は、生徒が集中スクーリングで本村を訪れることになるため、これまで不登校状態にあった生徒への心の癒しと多くの新たな友人をつくる機会を提供することが可能となり、自然とのふれあい・農林業従事者から学ぶ体験学習等を通じて、生徒の自立につながる教育の支援を実現できる。

さらに、株式会社が設立するメリットとして、学校設置会社である株式会社アイ・エル・シー熊本の親会社である熊本ゼミナール株式会社が長年培った、熊本県内の企業や高等専門学校とのネットワークを十分に活用することにより、実学教育に立脚した教育

理念の下、「総合的な学習」や「学校設定科目」に、模擬会社作り体験学習・職業体験学習等、特色溢れる実践的な職業専門科目を開講することが可能となり、ひいては生徒一人ひとりの職業観の充実につながるものとする。以上のような点を踏まえ、当該単位制・通信制高等学校の指導内容には、実践的な職業専門教育や農業体験学習等が数多く組み込まれている。

具体的には、本村での集中スクーリングの際に実施される河川の清掃奉仕作業や、共同事業としての地元農林業従事者との植林活動、地元農家との提携による稲作・畑作などの農業体験学習等である。体験学習の実施に際しては長年職業として従事してきた、豊富な経験を持つ高齢者を中心とした村民が指導にあたる。このように、農林業が学校教育と連動することにより、教育の分野におけるボランティア活動の仕組みを確立するとともに、指導にあたる村民だけでなく、関与する人々の裾野を広げ、活発な人材交流を通じて久木野村の活力が高まると考える。

#### < 体験学習の内容等 >

- a. 自然環境授業：久木野村内に流れる河川の清掃奉仕活動を通じて、川縁の動植物の観察や河川の汚染調査等の自然環境学習を実践する。
- b. 林業体験授業：地元農林業従事者の指導のもと、共同して植林活動を行うことにより、自然保全を目的とした社会の一員としての役割を体感させる。
- c. 農業体験授業：地元農業従事者との提携により、田植えや稲刈りなどの農業体験学習を行う。
- d. 伝統文化授業：古くから阿蘇に伝わる多くの伝統文化を体験学習する。
- e. 会社経営実践授業：熊本県内企業の経営者の協力を仰ぎ、実践的な生産と流通を学ぶ。
- f. 職業体験授業：熊本県内企業の協力のもと、実際の職業を体験する。

本村は、以上のことを実現するためには「学校設置会社による学校設置事業」(816)の特例措置により、単位制・通信制高等学校を設置することが適切であると判断した。

#### (2) 株式会社アイ・エル・シー熊本の設置する単位制・通信制高等学校が適切であると認めた理由等

学校設置会社の株式会社アイ・エル・シー熊本の親会社である熊本ゼミナール株式会社は、地域に対する様々な体験学習活動及び子育て支援に関する活動の提供を通じて、社会教育の推進を図り、心身ともに豊かでたくましい青少年の健全育成に貢献することを目的として、NPO法人「熊本元気っ子クラブ」(熊本県より平成12年に認可)を開設し、不登校児童及び生徒の指導にあたってきた。

今回の申請にあたり、株式会社アイ・エル・シー熊本は熊本ゼミナール株式会社の学習指導ノウハウと、NPO法人「熊本元気っ子クラブ」の不登校生に対する教育ノウハウを最大限に活用し、不登校や中途退学した生徒の立場に立ち、彼らの将来の指針となるような、全く新しい指導システムを兼ね備えた単位制・通信制高等学校の開校を目指

すこととする。

また、株式会社アイ・エル・シー熊本は熊本ゼミナール株式会社の100%出資の子会社であるが、本計画を機に、親会社である熊本ゼミナール株式会社と経理面を明確に分離することと、今後本村との連携をより緊密にしていくため、すでに、本村に本社所在地の移転登記を完了させている。

このように、学校設置会社である株式会社アイ・エル・シー熊本は、「豊かな自然を最大限活用しながら、農林業等に従事する村民の経験や知識を次の世代に伝える」という本村の特別なニーズを理解し、それに合致する教育を実現することが十分可能であるため、本村は下記の諸理由から、本計画が適切かつ効果的であると判断した。

#### 一定の条件

当該学校設置会社の親会社である熊本ゼミナール株式会社は昭和60年の開塾以来、熊本県内最大規模（塾生数約5,000名）の学習塾として、小学生・中学生・高校生に対する学習指導をおこなってきた。

さらに、地域に対しては、平成5年度より、様々な体験学習活動及び子育て支援に関する活動の提供を通して、社会教育の推進を図り、心身ともに豊かでたくましい青少年の健全育成に貢献してきた。そして、平成12年度には、その部門を発展させる形として、株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社熊本放送の協賛を得て、NPO法人「熊本元気っ子クラブ」を開設した。（熊本県より平成12年に認可）

NPO法人「熊本元気っ子クラブ」では、

- 1、自然と触れ合い、感性を磨く。
- 2、体を鍛えるとともに、粘り強い精神を培う。
- 3、物を作る楽しさ、喜びを体験することにより創造性を養う。
- 4、自立心を養いたくましく生きる21世紀人の育成を図る。

という活動理念の下に、

- ・個別の相談と対応：カウンセリングによる心のケア
- ・学力支援：元気で学校に戻るための学力支援
- ・体験活動：作業療法および野外活動
- ・子育て勉強会での保護者支援：子育てに関する保護者への情報の提供&心のケア

の4点を中心として現在活動中である。このNPO法人「熊本元気っ子クラブ」の運営を通して、熊本ゼミナール株式会社は不登校生の指導に対するノウハウを蓄積し、この分野に関しては、熊本県下でも屈指の指導実績を残している。

このように、不登校児童及び生徒の指導に長年携わってきた、熊本ゼミナール株式会社の不登校生に対する教育ノウハウと、本村が有する南阿蘇の自然環境を結びつけることによって、指導する側にとっても指導される側にとっても、教育を通じた自己実現と社会への参画が可能となるであろう。



また、資産要件としての学校校舎は、本村に熊本ゼミナール株式会社が自ら所有している通称「童夢館」を使用し、校地については、既に本村が当該土地を熊本ゼミナール株式会社に有償貸与(平成13年4月1日より20年間の賃貸借契約)している。今回、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等の設置事業」(820)の認定申請も併せて行っているが、必要な運営財産について、学校設置会社である株式会社アイ・エル・シー熊本は、学校設立のための運営資金をすでに確保しているため、十分に運営は可能であると判断している。

最後に、当該単位制・通信制高等学校を経営する役員についてだが、代表役員は株式会社アイ・エル・シー熊本および熊本ゼミナール株式会社の代表取締役として、小学・中学・高等学校生対象の学習塾の経営に参画し、過去20年余にわたり民間教育機関の経営に直接携わっており、十分な知識と経験があるものと判断できる。あわせて、当該役員は不登校対象のNPO法人「熊本元気っ子クラブ」理事長を兼務し、不登校児童生徒への指導にも長年取り組んでおり、社会的信望も十分であると認められる。

#### 情報公開

当該会社は学校設置会社が備えるべき書類(貸借対照表、損益計算書、営業報告書)、業務状況書類を株式会社アイ・エル・シー熊本が設置する仮称：熊本通信制高等学校において、書類作成中の期間を除いて公開することとしている。これらの書類は毎年度末現在で作成され、これより以降は公開が可能となる。

また、学校の内部及び授業の様子等は、学校を公開する際の一定の安全対策(受付での確認等)を講じた上で常に公開する。併せて、定期的にオープンスクール(月一回)等を実施して一般にも公開し、さらに、ホームページ等を活用して本校に関する情報を広く公開することとする。

#### 地方公共団体による評価

本村は村独自の私立学校審議会を設立する。この私立学校審議会は、年一回以上の仮称：熊本通信制高等学校に対する評価を、書類及び実地で実施することとする。また、経営並びに教育に対する評価内容については、一般に公表することとしている。

#### セーフティネット

本村は常に学校設置会社の経営状況の把握につとめることとするが、適切な就学ができるよう村の内部にあらかじめ担当者を決め、近隣所在の単位制・通信制高等学校の転入学に関する情報収集や協力要請を行う。また、万一当該単位制・通信制高等学校が学校経営に著しい支障を生じた場合は、本村役場内に専用窓口を設け、他校への転入学希望の有無を聴取し、転入学の可能な学校に関する情報収集及び指導が行えるようにする。

その具体的な方法としては、

- a. 当該単位制・通信制高等学校開校までに、本村と学校設置会社は県内通信制高校や広域通信制高校との間で、当該単位制・通信制高等学校が学校経営に著しい支障を生じた場合の生徒の受け入れ等に関する連携をする予定である。さらに、その後は

定期的な連絡を緊密にしていく。

- b. 本村は生徒が転入学を希望する学校への要請、相談をした上で転学斡旋を図る。
- c. 本村は転学先の学校に対し、入学条件の調整、入学一時金等の配慮を要請する。
- d. 本村教育委員会に、本件についての専任担当者を置き、転入学対象校に関する情報を収集し、転入学の斡旋の実務を執り行う。

#### 私学審議会

本村では、村独自の私立学校審議会を設置して、行政の適正性・公正性・専門性を確保するものとする。その構成は、村内有識者を2名、村議会から1名、村内の教育関係有識者2名の計5名として、本特区の認定後、すみやかに私立学校審議会の会議を開催し、単位制・通信制高等学校の設立認可について、審議することとしている。

## 別紙（特定事業番号：820）

### 特定事業の名称

820 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

### 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

仮称：熊本通信制高等学校（株式会社アイ・エル・シー熊本が設置する通信制高等学校）

### 当該規制の特例措置の適用開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 特定事業の内容

1. 事業に関する主体 / 株式会社アイ・エル・シー熊本
2. 設置位置 / 熊本県阿蘇郡久木野村大字久石1-101
3. 設置時期 / 平成17年4月1日
4. 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

この特定事業の適用を受け、校地の自己所有を要しない土地の賃貸借による単位制・通信制高等学校（広域制）を設置する。

仮称：熊本通信制高等学校（広域制）の開校は、平成17年4月を予定し、高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境等の開校に必要な準備を進める。

また、実践的な職業専門教育及び農業体験学習を特色とした、総合的な学習カリキュラムによる生徒と村民の共学から、地域活性化を図るものとする。

### 当該規制の特例措置の内容

#### （1）久木野村に存在する教育上の特別なニーズ

本村は、村の固有の財産である豊かな自然を最大限活用しながら、農林業等に従事する村民の経験や知識を次の世代に伝える、活力のある村作りを目指している。

しかしながら、長期の景気の低迷、少子高齢化による過疎化、人材の流出など諸問題が山積し、経済活性化のための地域振興策が緊急の課題となっている。地域の振興や経済活性化のためには、教育環境の改善、地域を担う人材育成が不可欠となる。少子化とはいえ、不登校児童生徒及び高校中退者は年々増加の傾向にあり、その解決の最終的な目標は、生徒が将来的に自立できるように支援することであり、そのためのきっかけとなる環境作りと継続的な指導が必要である。

一方、全国的にみると、近年不登校生の数は増加傾向にある。これは熊本県内でも例外ではなく、本村及び阿蘇郡内でも不登校生は少なからず存在する。

ところが、熊本県下を本拠とした単位制・通信制高等学校は県立湧心館高等学校があ

るだけである。この県立湧心館高等学校には現在多くの生徒（約3,000名）が在籍しており、これは単位制・通信制高等学校に対する、近年のニーズの大きさを物語っている。

以上のような事情を考慮すると、本村が目指す政策を実現するためには、小学・中学・高校生を対象とした学習塾としての指導実績があり、NPO法人「熊本元気っ子クラブ」を通して、不登校生指導において熊本県下でも卓越した実績を有する、熊本ゼミナール株式会社の教育ノウハウを活用した、学校設置会社である株式会社アイ・エル・シー熊本の提案が最も望ましいものである。

さて、熊本ゼミナール株式会社は昭和60年の開塾以来、熊本県内最大規模（塾生数約5,000名）の学習塾として小学生・中学生・高校生に対する学習指導に全力を尽くしてきた。

さらに、地域に対しては、平成5年度より、様々な体験学習活動及び子育て支援に関する活動の提供を通して、社会教育の推進を図り、心身ともに豊かでたくましい青少年の健全育成に貢献してきた。そして、平成12年度には、その部門を発展させる形として、株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社熊本放送の協賛を得て、NPO法人「熊本元気っ子クラブ」を開設した。（熊本県より平成12年に認可）

NPO法人「熊本元気っ子クラブ」では、

- 1、自然と触れ合い、感性を磨く。
- 2、体を鍛えるとともに、粘り強い精神を培う。
- 3、物を作る楽しさ、喜びを体験することにより創造性を養う。
- 4、自立心を養いたくましく生きる21世紀人の育成を図る。

という活動理念の下に、

- ・個別の相談と対応：カウンセリングによる心のケア
- ・学力支援：元気で学校に戻るための学力支援
- ・体験活動：作業療法および野外活動
- ・子育て勉強会での保護者支援：子育てに関する保護者への情報の提供&心のケア

の4つの点を中心として現在活動中である。このNPO法人「熊本元気っ子クラブ」の運営を通じて、熊本ゼミナール株式会社は不登校生の指導に対するノウハウを蓄積し、この分野に関しては、熊本県下でも屈指の指導実績を残している。

このように、不登校児童及び生徒の指導に長年携わってきた熊本ゼミナール株式会社の教育ノウハウと本村が有する南阿蘇の自然環境を結びつけることで、多くの不登校生に対する再チャレンジの機会を提供することを目的とし、村民参加型の教育活動を実践することによって、地域教育力の向上を目指すものとする。

よって、本村はこの目的を実現するために、「校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」(820)を活用し、株式会社による単位制・通信制高等学校を設置することが適切であると判断した。

( 2 ) 校地を自己所有しない理由

当該特例措置を受けようとする株式会社アイ・エル・シー熊本の場合、校舎は親会社である熊本ゼミナール株式会社が久木野村の紹介で、平成 1 3 年に取得済みの通称「童夢館」を使用することとしている。

また、土地の自己所有については、当該土地が「阿蘇くじゅう国立公園」内に位置するため、国立公園法等の理由により、村有地の譲渡契約は現在のところ不可能となっている。

そのため、平成 1 3 年 4 月 1 日より 2 0 年間にわたる賃貸借契約を締結し、久木野村から熊本ゼミナール株式会社への有償貸与の形をとった。

さらに、熊本ゼミナール株式会社としては契約の更新を予定していることから、当該単位制・通信制高等学校の継続性や安定性については問題がないものと判断した。

## 別紙（特定事業番号：830）

### 特定事業の名称

830市町村教育委員会による特別免許状授与事業

### 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

仮称：熊本通信制高等学校（株式会社アイ・エル・シー熊本が設置する通信制高等学校）

### 当該規制の特例措置の適用開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 特定事業の内容

1. 事業に関する主体 / 株式会社アイ・エル・シー熊本
2. 設置位置 / 熊本県阿蘇郡久木野村大字久石1-101
3. 設置時期 / 平成17年4月1日
4. 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

仮称：熊本通信制高等学校（広域制）の開校は、平成17年4月を予定し、高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境等の開校に必要な準備を進める。

また、実践的な職業専門教育及び農業体験学習を特色とした、総合的な学習カリキュラムによる生徒と村民の共学から、地域活性化を図るものとする。

### 当該規制の特例措置の内容

#### （1）久木野村に存在する教育上の特別なニーズ

熊本ゼミナール株式会社は昭和60年の開校以来、熊本県内最大規模（塾生数約5,000名）の学習塾として小学生・中学生・高校生に対する学習指導に全力を尽くしてきた。

さらに、地域に対しては、平成5年度より、様々な体験学習活動及び子育て支援に関する活動の提供を通して、社会教育の推進を図り、心身ともに豊かでたくましい青少年の健全育成に貢献してきた。そして、平成12年度には、その部門を発展させる形として、株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社熊本放送の協賛を得て、NPO法人「熊本元気っ子クラブ」を開設した。（熊本県より平成12年に認可）

NPO法人「熊本元気っ子クラブ」では、

- 1、自然と触れ合い、感性を磨く。
- 2、を鍛えるとともに、粘り強い精神を培う。
- 3、物を作る楽しさ、喜びを体験することにより創造性を養う。
- 4、自立心を養いたくましく生きる21世紀人の育成を図る。

という活動理念の下に、

- ・ 個別の相談と対応：カウンセリングによる心のケア
- ・ 学力支援：元気で学校に戻るための学力支援
- ・ 体験活動：作業療法および野外活動
- ・ 子育て勉強会での保護者支援：子育てに関する保護者への情報の提供 & 心のケア

の4つの点を中心として現在活動中である。このNPO法人「熊本元気っ子クラブ」の運営を通して、熊本ゼミナール株式会社は不登校生の指導に対するノウハウを蓄積し、この分野に関しては、熊本県下でも屈指の指導実績を残している。

このように、不登校児童及び生徒の指導に長年携わってきた熊本ゼミナール株式会社の、不登校生に対する教育ノウハウと本村が有する南阿蘇の自然環境を結びつけることによって、指導する側にとっても指導される側にとっても、教育を通じた自己実現と社会への参画が可能となりうるだろう。

また、本特区計画の仮称：熊本通信制高等学校の教育課程は以下のような、

- a. 自然環境授業：久木野村内に流れる河川の清掃奉仕活動を通じて、川縁の動植物の観察や河川の汚染調査等の自然環境学習を实践する。
- b. 林業体験授業：地元農林業従事者の指導のもと、共同して植林活動を行うことによって、自然保全を目的とした社会の一員としての役割を体感させる。
- c. 農業体験授業：地元農業従事者との提携により、田植えや稲刈りなどの農業体験学習を行う。
- d. 伝統文化授業：古くから阿蘇に伝わる多くの伝統文化を体験学習する。
- e. 会社経営実践授業：熊本県内企業経営者の協力のもと、実践的な生産と流通を学ぶ。
- f. 職業体験授業：熊本県内企業の協力のもと、実際の職業を体験する。

等、数多くの体験型授業を特色としているが、これらの体験型授業や職業実践型授業の実施に際しては、既存の高等学校での教授方法とは異なり、地元の農業従事者や熊本県内の企業家、伝統文化継承者等の協力は不可欠である。

しかし、これまで学習塾部門及びNPO法人「熊本元気っ子クラブ」において、長年指導に携わってきた教師や体験型授業および職業実践型授業の教員予定者は、高等学校教員免許がなければ、仮称：熊本通信制高等学校における指導は不可能であるため、高等学校教員免許を取得していない教員予定者に対して、「市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830）」の特例措置を利用した特別教員免許状を授与し、その知識と経験をおおいに生かして、当該単位制・通信制高等学校生の指導に全力を傾注してもらいたいと考えた。

もちろん、都道府県ではすでに特別免許状授与事業は実施されているが、今回の特例措置を利用して、本村教育委員会より特別免許状の授与が迅速に実施されることにより、本村の教育特性を生かすことができるとともに、仮称：熊本通信制高等学校の教育課程が特色溢れるものとなる。

本計画の認可後、本村は速やかに教育委員会内に担当者を決め、熊本県教育委員会とも緊密な連携をとりながら、特別免許状授与事業を進めていく予定である。

以上のような観点から、本計画では「市町村教育委員会による特別免許状授与事業( 830 )」の特例措置を申請するものとした。